

2023・2024 年度
競争参加資格審査申請書類作成の手引き
(測量・建設コンサルタント等)

首都高速道路株式会社

2022 年 11 月 1 日

目 次

I - 1 資格審査の種類と申請方法

- | | |
|--|-----|
| 1 競争参加資格審査について | 2 頁 |
| 2 競争参加資格審査の申請をすることができない方（欠
格要件） | 2 頁 |
| 3 競争参加資格審査申請書類の提出 | 3 頁 |

I - 2 資格審査申請に必要なもの

- | | |
|------------------------------|-----|
| 1 資格審査申請書類 | 4 頁 |
| 2 納税証明書の取扱い | 5 頁 |
| 3 各種登録証明書の取扱い | 7 頁 |
| 4 申請書類の提出方法（電子メール） | 8 頁 |

I - 3 申請書類の記載方法及び記載例

- | | |
|--|------|
| 1 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント
等）【様式第1】 | 9 頁 |
| 2 営業所一覧表【様式第2】 | 16 頁 |
| 3 技術者経歴書【様式第3】 | 17 頁 |

II 競争参加資格の認定 18 頁

III 電子入札システム参加のための利用者登録 18 頁

IV お問い合わせ先 18 頁

I - 1 資格審査の種類と申請方法

1 競争参加資格審査について

- (1) 競争参加資格の審査（以下「資格審査」といいます。）には、2年に1回、受付期間を定めて行うもの（定期受付）と、定期受付の終了後、随時に受付を行うもの（随時受付）との2種類があります。
- (2) 当社に申請する場合は、1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）のいずれかに本社、支社又は営業所等拠点を有していることが必要です。
なお、上記に該当しない方で「政府調達に関する協定」に基づく当社発注案件に参加を希望する場合は、個別案件ごとに競争参加資格審査の申請を受け付けます。詳しくは入札公告等でお知らせします。

2 競争参加資格審査の申請をすることができない方（欠格要件）

次の欠格要件に該当する方は、競争参加資格審査の申請をすることができません。

<欠格要件>

- ① 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ない方
- ② 次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる方で、その事実があった後2年を経過していない方（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する方についても、また同様とします。）
 - ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた方
 - エ 監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた方
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった方
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない方を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した方
- ③ ②に該当する方を入札又は見積りの代理人として使用する方
- ④ 経営状態が著しく不健全であると認められる方
- ⑤ 競争参加資格審査申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった方
- ⑥ 営業に関し法律上必要な資格を有しない方
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する法人又はこれに準ずる方

3 競争参加資格審査申請書類の提出

(1) 定期受付

インターネット一元受付(※1)より申請してください。

(2019・2020年度競争参加資格審査より、郵送による申請を廃止し、原則インターネット一元受付による申請のみとしています。)

ただし、インターネット一元受付で対応していない申請(会社更生法(平成14年法律第154号)・民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生・再生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合)については、電子メール(※2)にて競争参加資格審査申請書類(以下「申請書類」といいます。)一式を、以下の提出先までご送付ください。

【受付期間】2022年12月1日(木)～2023年1月13日(金)

※ 土日、祝日及び年末年始を除きます。

【受付時間】午前9時30分～午後5時00分

【提出先】keiyaku-shinsa@shutoko.jp

(首都高速道路株式会社 財務部契約課 競争参加資格審査担当 宛)

- ※1 インターネット一元受付の申請方法については、国土交通省ホームページ(<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>)をご覧ください。
- ※2 電子メールによる申請方法の詳細については、8頁をご確認ください。
なお、郵送及び持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

(2) 随時受付

定期受付終了後、2023年2月から随時受付を開始します。

随時受付により申請を希望される場合は、電子メールにて申請書類一式を、以下の提出先までご送付ください。

【受付期間】2023年2月1日(水)～2024年12月27日(金)

※ 土日、祝日及び年末年始を除きます。

【受付時間】午前9時30分～午後5時00分

【提出先】keiyaku-shinsa@shutoko.jp

(首都高速道路株式会社 財務部契約課 競争参加資格審査担当 宛)

- ※ 申請書類の提出方法の詳細については8頁をご確認ください。
原則として、電子メールによる申請を受け付けます。なお、受付時間外にご提出いただいた場合は、翌営業日受付とさせていただきます。
- ※ 2023・2024年度競争参加資格審査の随時受付は、2024年12月27日(金)午後5時までに申請書類一式の提出があり、かつ、書類に不備がないものが有効となります。提出の際は、必ず本手引きにて記入漏れ等がないか最終確認を行ってください。

I-2 資格審査申請に必要となるもの

1 資格審査申請書類

- (1) 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）【様式第1】
- (2) 営業所一覧表【様式第2】
- (3) 技術者経歴書【様式第3】
- (4) 委任状（行政書士等が代理申請をする場合のみ提出）【様式第4】
- (5) 登記事項証明書又はその写し（A4判）
※証明年月日が申請をする日の前3か月以内のものに限ります。
- (6) 財務諸表（申請をする日の直前1事業（営業）年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表）
- (7) 納税証明書（法人税並びに消費税及び地方消費税）又はその写し
※納税証明書の取扱いについては5頁～6頁をご覧ください。
原則として、証明年月日が申請をする日の前3か月以内のものに限ります。
- (8) 登録証明書又はその写し
※詳細については7頁をご覧ください
- (9) 担当者の名刺

【 提出書類の省略が可能な場合について 】

- ・申請者が測量法に基づく測量業者の登録を受けた者である場合、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、上記(5)、(6)及び(8)の提出を省略することが可能です。
- ・申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務の登録業者である場合、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、上記(5)、(6)及び(8)の提出を省略することが可能です。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、申請をする日直近1年分のもので、かつ、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものでなければなりません。

【 留意事項 】

- ・申請書類の記載方法及び記載例については、9頁～17頁（I-3）をご確認ください。
- ・資格審査申請時に申請をする日の直前1事業（営業）年度の財務諸表の調整が完了しない場合には、直前1年の事業（営業）年度の前年度の財務諸表を提出してください。
- ・個人及び外国事業者で申請を希望される方は、財務部契約課までお問い合わせください。

2 納税証明書の取扱い

国税庁から消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するため、競争参加資格申請に際して「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことを受け、添付書類として「納税証明書（写し）」の提出をお願いしています。

2023・2024年度を有効とする定期の資格審査（測量・建設コンサルタント等）における納税証明書の取扱いについては、以下のとおりです。

(1) 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写しでも可）を提出してください。

様式	証明の内容	提出
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないこと（法人の場合）	◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないこと（個人の場合）	◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3 （一税目につき一枚）	未納の税額（個人の場合は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、法人の場合は法人税、消費税及び地方消費税）がないこと	○

※ 納税証明書は必ずご提出ください。提出がない場合は、申請書類を受け付けることができません。

※ できる限り、「◎」の付いた証明書を提出してください。

「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※ 納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しが提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しが提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

(2) 有効な納税証明書年月日

証明年月日が申請をする日の前3か月以内に発行されたものとします。

(3) 提出方法

A4判で提出してください。

【参考1】 国税通則法施行規則別紙第9号書式

(その3の3)「法人税と消費税及び地方消費税」について未納の税額がないこと

納税証明書					
(その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 について未納税額の無い証明用)					
住所(納税地)					
氏名(名称)					
代表者					
<table border="1"><tr><td>1 法人税について未納の税額はありません。</td></tr><tr><td>2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">以下余白</td></tr></table>		1 法人税について未納の税額はありません。	2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。	以下余白	
1 法人税について未納の税額はありません。					
2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。					
以下余白					
第 号					
上記のとおり、相違ないことを証明します。					
年 月 日					
税務署長					
財務事務官	印				

(その3) 個別の税目について未納の税額がないこと

納税証明書		
(その3・未納税額の無い証明用)		
住所(納税地)		
氏名(名称)		
代表者		
<table border="1"><tr><td>〇〇税について未納の税額はありません。</td></tr></table>		〇〇税について未納の税額はありません。
〇〇税について未納の税額はありません。		
第 号		
上記のとおり、相違ないことを証明します。		
年 月 日		
税務署長		
財務事務官	印	

3 各種登録証明書の取扱い

申請にあたり、「登録証明書又はその写し」の提出をお願いしています。

2023・2024年度を有効とする定期の資格審査（測量・建設コンサルタント等）における各種登録証明書の取扱いについては、以下のとおりです。

(1) 登録証明書の提出について

当社の業種区分（12頁）のうち申請を希望される業種区分について、登録を受けている事業等の登録証明書がある場合は、その写しを添付してください。

なお、次に掲げる業種区分の申請を希望される場合は、登録証明書の提出が必須となりますので、ご注意ください。

業種区分			必要な証明書
設計	11	建築設計	建築士法第23条に基づき行った「建築士事務所登録証明書」
測量	20	測量一般	測量法第55条に基づき行った「測量業者登録証明書」
	21	航空測量	

(2) 登録証明書の様式及び有効な証明年月日

それぞれの発行官公署において定めた様式によるものとし、証明年月日が申請をする日の前3か月以内に発行されたものとしします。

(3) 提出方法

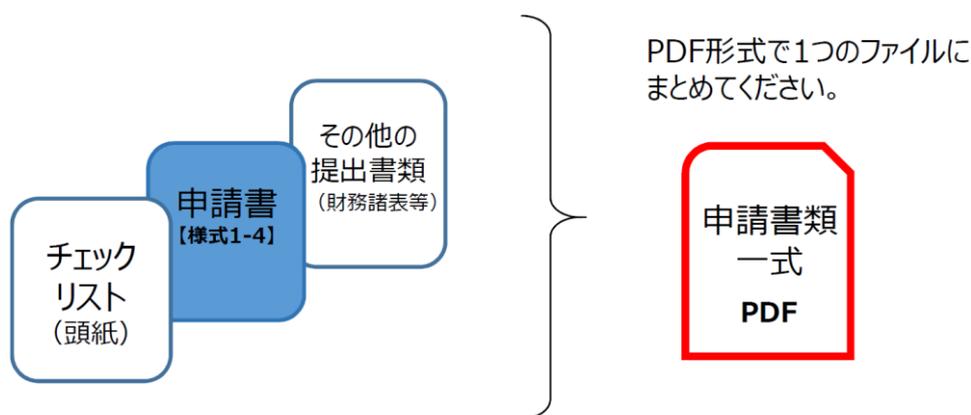
A4判で提出してください。

4 申請書類の提出方法（電子メール）

以下の(1)～(3)及び留意事項をご確認の上、電子メールにてご送付ください。

- (1) 申請書類の記載方法及び記載例（9頁～17頁）を参考に、日本語で作成してください。外国語を使用した書類がある場合には、日本語による訳文を添付してください。
- (2) 申請書類を揃えた上で、申請書（Excel ファイル）の「提出書類チェックリスト」に基づき、申請書類一式を、チェックリストに記載の順番になるよう一つの PDF ファイルにまとめてください。

なお、統合した PDF データの容量が 50MB を超える場合は、お手数おかけしますが、データを分割してご提出ください。



- (3) 申請書類の提出先は、以下のとおりです。

【受付期間】（定期受付）2022年12月1日（木）～2023年1月13日（金）

（随時受付）2023年2月1日（水）～2024年12月27日（金）

※ 土日、祝日及び年末年始を除きます。

【受付時間】午前9時30分～午後5時00分

【提出先】keiyaku-shinsa@shutoko.jp

（首都高速道路株式会社 財務部契約課 競争参加資格審査担当 宛）

※ メールの件名は『(会社名) 2023・2024年度競争参加資格審査申請書類の提出』としてください。

※ このアドレスは、メール申請専用となります。それ以外の内容でのメール送付はご遠慮ください。

【留意事項】

- ・ 郵送及び持参による提出は受け付けておりません。
 - ・ 申請書様式の文言及び書式の変更や、PDF形式以外での申請書類の提出があった場合は、申請を無効とさせていただきますのでご注意ください。
 - ・ 受付時間外にご提出いただいた申請は、翌営業日受付とさせていただきます。
 - ・ 国土交通省等インターネット一元受付により既に申請を行っている方は、書類による申請は必要ありません。重複登録のないようご注意ください。
- ▶ 提出された書類に不明な点等があった場合は、提出いただいた名刺の宛先にご連絡いたします。
- ▶ 申請書類の作成・提出等にあたり、ご不明な点等がございましたら、お問い合わせ先（18頁）までご連絡ください。

I-3 申請書類の記載方法及び記載例

1 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）【様式第1】

申請書類は、Excelシートに直接ご入力いただきPDF化してください。（申請書への手書きはお控えいただくようお願いいたします。）
電話番号及びFAX番号は「-（ハイフン）」で区切り、「（ ）」は用いないでください。

当社（民営化前を含む）に初めて登録する場合には「1」に○を、業種を問わず過去に一度でも登録がある場合には「2」に○をしてください。

左詰めで都道府県名から記入してください。
「丁目」「番地」は「-（ハイフン）」で記入してください。
都道府県名のフリガナは省略してください。

法人の種類を表す文字は以下のとおりです。
株式会社：(株) 有限会社：(有)
合資会社：(資) 合名会社：(名)
協同組合：(同) 協業組合：(業)
企業組合：(企) 合同会社：(合)
有限責任事業組合 (責)
一般財団法人：(一財)
一般社団法人：(一社)
公益財団法人：(公財)
公益社団法人：(公社)

行政書士等が代理申請する場合にはのみ使用してください。

様式第1
01 1:新規 2:更新

※02受付番号 [] ※03業者コード []

※申請者04の規模 [] 05適格組合証明 第 [] 年 [] 月 [] 日 []

競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）

2023・2024年度において、貴社で行われる測量・建設コンサルタント等に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

年 月 日
首都高速道路株式会社 御中

06 本社(店)郵便番号 [100 - 8930]

07 法人番号 [1234567890123]

フリガナ [チョウダカスミダセキ]

08 本社(店)住所 [東京都千代田区霞が関1-4-1]

フリガナ [シュウトウソウドウロ]

09 商号又は名称 [首都高速道路(株)]

10 役職 [代表取締役]

フリガナ [シュウト タロウ]

代表者氏名 [首都 太郎]

11 フリガナ [トウキョウ ハナコ]

担当者氏名 [東京 花子]

12 本社(店)電話番号 [03-3502-7311]

13 担当者電話番号 [03-3539-9315]

14 本社(店)FAX番号 [03-3502-3062]

15 メールアドレス [keivaku000@hutoke.jp]

15 (代理申請時使用欄)
16 申請代理人 申請代理人郵便番号 [] 申請代理人住所 [] 申請代理人電話番号 []
申請代理人氏名 []

17 登録を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第 900 号	1998 年 4 月 2 日	建築士事務所	第 [] 号	年 月 日	計量	第 [] 号	年 月 日
地質調査業者	第 [] 号	年 月 日	補償コンサルタント	第 119 号	1985 年 7 月 2 日	濃度(大気)	第 [] 号	年 月 日
土地家屋調査士	第 [] 号	年 月 日	司法書士	第 [] 号	年 月 日	濃度(水土壌)	第 [] 号	年 月 日
	第 [] 号	年 月 日	不動産鑑定業者	第 [] 号	年 月 日	経圧レベル	第 [] 号	年 月 日
	第 [] 号	年 月 日	建設コンサルタント	第 [] 号	年 月 日	騒動加速度	第 [] 号	年 月 日
	第 [] 号	年 月 日		第 [] 号	年 月 日	特定濃度	第 [] 号	年 月 日

※欄については記載しないこと(以下同)。

本社（店）について、登記上の所在地と実際の所在地が異なる場合は、このあたりに登記上の所在地を朱書きしてください。

個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には入力する必要はありません。

申請内容について説明することができる方を記入してください。

業務上の連絡で使用することが可能なアドレスを記入してください。
メールアドレスがない場合には、「なし」と記入してください。

この欄は、登録を受けている事業の登録証明書の内容を記入してください。

1 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）【様式第1】

申請を希望する業種に、必ずチェックを記入（選択）して下さい。

「直前2年度分決算」とは、申請をする日の直前に確定した決算の1期前の決算を意味します。

「直前1年度分決算」とは、申請をする日の直前に確定した決算を意味します。

「直前2年度分決算」の値と「直前1年度分決算」の値との平均値を意味します。

実績高記入手順

【手順1】 申請をする日の直前2期分の確定した財務諸表を用意してください。

【手順2】 損益計算書中の売上高（消費税及び地方消費税抜き）のうち、希望する業種の実績高を算出し、記入してください。千円未満は四捨五入してください。

【手順3】 「合計」欄に、損益計算書から売上高全体（消費税及び地方消費税抜き）の数字を記入してください。千円未満は四捨五入してください。

【手順4】 「その他申請外」欄には、「合計」欄に記載した数字から希望する業種の実績高の合計を引いた数字を記入してください。千円未満は四捨五入してください。

【手順5】 「④直前2か年間の年間平均実績高」欄には、「②直前2年度分決算」で算出した数字と「③直前1年度分決算」で算出した数字の平均で、小数点以下を四捨五入した数字を記入（手書きでない場合は自動計算されます。）してください。場合によっては、希望する業種の年間平均実績高の和と「合計」欄の数字が合致しないことがあります。そのままです。

（参考）消費税及び地方消費税込みで損益計算書を作成している場合の処理

【手順】 損益計算書の売上高が税込みの場合には、割り戻した上で、小数点以下を切り捨てて、記入してください。

※受付番号 ※業者コード

18 測量等実績高 (単位:千円)

番号	①競争参加資格希望業種区分	申請希望	②直前2年度分決算					③直前1年度分決算					④直前2か年間の年間平均実績高				
			年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日						
01	調査 土質・地質調査																
02	環境調査																
03	交通調査	レ										653,204	608,867	631,036			
04	計画調査																
05	補償調査																
06	その他調査																
07	設計 橋梁設計																
08	トンネル設計																
09	道路設計	レ											1,578,745	1,364,021	1,471,383		
10	その他土木設計																
11	建築設計																
12	電気設備設計																
13	電気通信設備設計																
14	管設備設計																
15	機械器具設置設備設計																
16	その他設備設計																
17	土木施工管理																
18	建築施工管理																
19	設備施工管理	レ												257,209	248,601	252,905	
20	測量 測量一般																
21	航空測量																
22	試験																
	その他申請外														73,421	18,113	45,767
	合 計														2,562,579	2,239,602	2,401,091

希望する業種の内容

業種種別	環境調査		交通調査		計画調査					その他調査		橋梁設計			トンネル設計		その他土木設計		各種試験及び点検		
	A	B	A	B	A	B	C	D	E	F	A	B	A	B	C	A	B	A	B	A	B
希望する業務の内容				レ																	

各業務の内容について、12頁の区分を参考にしてください。

希望する業務の内容にチェックを記入（選択）してください。業務の内容については、12頁を参照して下さい。

（参考）決算日が変更された場合の処理

「③直前1年度分決算」の欄には、変更した決算日から逆算して1年間分の売上高を記入してください。

【手順1】 該当する期間に含まれる損益計算書をそれぞれ準備してください。

【手順2】 それぞれの損益計算書の売上高から該当する日数分の売上高を日割計算して記入してください。

なお、1年は365日として計算してください。

1 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）【様式第1】

※受付番号		※業者コード	
-------	--	--------	--

19 有資格者数(人)

1.測量士	2.測量士補	3.一級建築士	4.構造設計一級建築士	5.設備設計一級建築士	6.建築設備資格者(建築設備士)	環境計量士			技術士	
						7.1992年度以前の資格取得者	1993年度以降の資格取得者		10.機械部門	11.電気電子部門
		8.濃度関係	9.騒音・振動関係							
技術士										
建設部門										
12.土質及び基礎	13.鋼構造及びコンクリート	14.都市及び地方計画	15.河川、砂防及び海岸・海洋	16.道路	17.トンネル	18.施工計画、施工設備及び積算	19.建設環境	20.その他	21.衛生工学部門	22.農業部門(農業農村工学)
						28				
技術士						RCCM				
23.森林部門(森林土木)	24.情報工学部門	25.応用理学部門(地質)	26.環境部門	27.総合技術監理部門	28.河川、砂防及び海岸・海洋部門	29.道路部門	30.都市計画及び地方計画部門	31.地質部門	32.土質及び基礎部門	33.鋼構造及びコンクリート部門
RCCM										
34.トンネル部門	35.施工計画、施工設備及び積算部門	36.機械部門	37.建設環境部門	38.建設情報部門	39.その他	40.地質調査技師	41.一級土木施工管理技師	42.一級建築施工管理技師	43.一級電気工事施工管理技師	44.一級電気通信工事施工管理技師
45.一級管工事施工管理技師	46.一級造園施工管理技師	47.工学博士	48.APECエンジニア	49.交通工学研究会資格TOE	50.交通工学研究会資格TOP	51.土木鋼構造物診断士	52.コンクリート診断士	53.第一種、第二種、第三種電気主任技術者	54.伝送交換主任技術者	55.線路主任技術者
補償業務管理士										
56.第一級、第二級陸上無線技術士	57.応用情報技術者	58.システム監査技術者	59.基本情報技術者	60.土地家屋調査士	61.不動産鑑定士	62.土地調査部門	63.土地評価部門	64.物件部門	65.機械工作物部門	66.営業補償・特殊補償部門
					7	3				
補償業務管理士										
67.事業損失部門	68.補償関連部門	69.総合補償部門								

建設部門の中の「その他」であり、その他の部門（例：上下水道部門）のことではありません。

申請をする日の直前の事業（営業）年度の終了日における有資格者の人数を記入してください。
 なお、1人で複数の資格を有している場合、重複計上してください。
 資格の詳細については、13頁～14頁を参照してください。

【 当社における測量・建設コンサルタント等業務の業種区分 】

「18 測量等実績高」の記入に当たり、売上高の振り分けは下表の区分に従って行ってください。

業 種 区 分		主 な 業 務 内 容	
調査	01	土質・地質調査 土質調査、物理調査、地質調査、水脈調査、土木構造物基礎調査等	
	02	A) 環境実測調査(大気質・水質土壌・騒音・振動)	
		B) 環境影響予測、環境影響評価、環境保全対策等	
	03	A) 交通現状調査(交通量、渋滞長、旅行速度等)	
		B) 交通管理調査(交通事故・故障等、渋滞統計等)	
	04	A) 都市計画、路線計画、交通計画、線形設計	
		B) 経済調査(整備効果分析、事業評価)	
C) 交通(処理・運用)計画、交通管制システム計画、交通事故分析			
D) 交通量推計、交通シミュレーション			
E) 事業説明資料作成(模型作成、パース作成を含む)			
05	補償調査 権利調査、物件調査、その他関連調査等		
06	A) 経営コンサルティング		
	B) 01 から 06A)までのいずれにも該当しない調査		
設計	07	A) 道路橋の新設工事に係る設計	
		B) 既設鋼道路橋の補修補強工事に係る設計	
		C) 既設 PC・コンクリート道路橋の補修補強工事に係る設計	
	08	A) 道路トンネルの新設工事に係る設計	
		B) 既設道路トンネルの補修補強工事に係る設計	
	09	道路設計 道路の土木工事(橋梁及びトンネルを除く)に係る設計	
	10	A) 景観設計	
		B) 07 から 10A)までのいずれにも該当しない設計	
	11	建築設計 事務所、料金所、換気所、パーキングエリア、倉庫、駐車場、社宅等建築物の建築工事に係る設計	
	12	電気設備設計 道路照明設備、建築電気設備、受配電設備(無停電電源設備を含む。)、自家発電設備等の電気工事に係る設計	
	13	電気通信設備設計 有線・無線通信設備、トンネル防災設備、ETC 設備(料金収受設備含む。)、車輛感知器設備、監視用テレビカメラ設備、可変情報板設備(文字・図形)、道路情報通信設備、道路情報処理設備等の電気通信工事に係る設計	
	14	管設備設計 給排水設備、衛生設備、ガス設備、空気調和設備、建築物の消火設備等の管工事に係る設計	
	15	機械器具設置設備設計 トンネル換気設備、排水ポンプ設備、水噴霧設備、トンネル消火設備、軸重測定設備、建築物昇降機設備等の機械器具設置工事に係る設計	
	16	その他設備設計 11 から 15 までのいずれにも該当しない設備設計	
	17	土木施工管理 土木関連工事に係る施工管理業務及び土木関連設計に係る調査等管理業務	
	18	建築施工管理 建築工事に係る施工管理業務及び建築設計に係る調査等管理業務	
	19	設備施工管理 電気・電気通信・管・機械器具設置工事に係る施工管理業務及び電気・電気通信・管・機械器具設置設備設計工事に係る調査等管理業務	
	測量	20	測量一般 地形測量、路線測量、用地測量、水深測量等
		21	航空測量 航空測量(地図の調整及び測量写真の撮影を含む。)
試験	22	A) 材料試験、構造物強度試験等	
		B) 非破壊検査、構造物点検業務等	

【お問い合わせの多い業務の業種区分について】

※ 補償コンサルティング業務を希望される方は「05 補償調査」に登録をお願いします。

※ 不動産鑑定業務は 2015・2016 年度から「測量・建設コンサルタント等業務」の業務内容から外しました。

【 計上対象となる有資格者について 】

「19 有資格者数(人)」の記入に当たり、計上の対象となる資格は、下表のとおりです。
 なお、2018 年度以前に技術士登録を受けた者の取扱いについては、「2018 年度以前技術士試験対応表」(14 頁)をご確認の上、対応する科目に計上してください。

対象となる資格		資 格 の 内 容	
測量士又は測量士補		測量法による測量士又は測量士補の登録を受けている者	
一級建築士		建築士法による一級建築士の免許を受けている者	
構造設計一級建築士		建築士法による構造設計一級建築士証の交付を受けている者	
設備設計一級建築士		建築士法による設備設計一級建築士証の交付を受けている者	
建築設備資格者(建築設備士)		建築士法施行規則による建築設備士である者	
環境計量士(1992 年度以前)		1992 年度以前の計量法による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の資格を取得した者	
環境計量士(濃度)		1993 年度以降の計量法による計量士(環境計量士(濃度関係)に限る。)の資格を取得した者	
環境計量士(騒音・振動)		1993 年以降の計量法による計量士(環境計量士(騒音・振動関係)に限る。)の資格を取得した者	
技 術 士	機械部門	技術士法による第 2 次試験のうち、技術部門を右記に掲げる部門に合格し、同法による登録を受けている者	機械部門(選択科目を「機構ダイナミクス・制御」、「流体機器」、「加工・生産システム・産業機械」又は「交通・物流機械及び建設機械(旧選択科目)」とするものに限る。)
	電気電子部門		電気電子部門
	建設部門		建設部門
	衛生工学部門		衛生工学部門(選択科目を「建築物環境衛生管理」又は「空気調和(旧選択科目)」とするものに限る。)
	農業部門		農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)
	森林部門		森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)
	情報工学部門		情報工学部門
	応用理学部門		応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)
	環境部門		環境部門
	総合技術監理部門		総合技術監理部門(選択科目を上記のいずれかの部門としている場合に限る。)
R C C M		一般社団法人建設コンサルタント協会が行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者	
地質調査技士		一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者	
土木施工管理技士		建設業法による技術検定のうち検定種目を右記に掲げるもの	
建築施工管理技士		一級の土木施工管理とする者	
		一級の建築施工管理とする者	

電気工事施工管理技士	に合格した者	一級の電気工事施工管理とする者
電気通信工事施工管理技士		一級の電気通信工事施工管理とする者
管工事施工管理技士		一級の管工事施工管理とする者
造園施工管理技士		一級の造園施工管理とする者
工学博士	学校教育法による理工系に関する博士の学位を授与されている者	
APECエンジニア	日本APECエンジニア・モニタリング委員会から委託を受けた公益社団法人土木学会が行うAPECエンジニア審査に合格し登録を受けている者	
交通工学研究会資格	一般社団法人交通工学研究会が行う交通工学研究会認定TOEまたはTOPの資格試験に合格し登録を受けている者	
土木鋼構造物診断士	社団法人日本鋼構造協会が行う土木鋼構造物診断士試験に合格し登録を受けている者	
コンクリート診断士	社団法人日本コンクリート工学協会が行うコンクリート診断士試験に合格し登録を受けている者	
第一種,第二種,第三種電気主任技術者	電気事業法による第一種,第二種または第三種主任技術者免状の交付を受けている者	
伝送交換主任技術者	電気通信事業法による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者	
線路主任技術者	電気通信事業法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者	
陸上無線技術士	電波法による第一級または第二級陸上無線技術士の免許を受けている者	
応用情報技術者	情報処理の促進に関する法律によるソフトウェア開発技術者試験に合格した者	
システム監査技術者	情報処理の促進に関する法律によるシステム監査技術者試験に合格した者	
基本情報技術者	情報処理の促進に関する法律による基本情報技術者試験に合格した者	
土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者	
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士の登録を受けている者	
補償業務管理士	社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者	

【 2018年度以前技術士試験対応表 】

2018年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で下記表左に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表右に記載の科目に対応するものとして人数を計上してください。

技術部門	2018年度以前第二次試験選択科目	対応する科目
機械	流体工学	流体機器
	加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械	加工・生産システム及び産業機械
	交通・物流機械及び建設機械	交通・物流機械及び建設機械(旧選択科目)
衛生工学	空気調和	空気調和(旧選択科目)
農業	農業土木	農業農村工学

1 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）【様式第1】

建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づき登録を受けている部門について、登録部門に対応する番号にチェックをしてください。

建設コンサルタント業務

- 1 河川、砂防及び海岸・海洋
- 2 港湾及び空港
- 3 電力土木
- 4 道路
- 5 鉄道
- 6 上水道及び工業用水道
- 7 下水道
- 8 農業土木
- 9 森林土木
- 10 水産土木
- 11 廃棄物
- 12 造園
- 13 都市計画及び地方計画
- 14 地質
- 15 土質及び基礎
- 16 鋼構造物及びコンクリート
- 17 トンネル
- 18 施工計画、施工設備及び積算
- 19 建設環境
- 20 機械
- 21 電気電子

補償コンサルタント業務

- 22 土地調査
- 23 土地評価
- 24 物件
- 25 機械工作物
- 26 営業補償・特殊補償
- 27 事業損失
- 28 補償関連
- 29 総合補償

払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記入してください。（有限会社の場合は出資払込金、出資申込証拠金の額）
外国企業の場合には、上段（ ）内に外国資本の額を内数で記入してください。
併せて、下段（ ）内に、払込資本金の額を内数で記入してください。
組合の場合には、組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記入してください。

※受付番号 業者コード

20 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門

番号	建設コンサルタント業務										補償コンサルタント業務																		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
登録		レ																											

(単位:千円)

区分	直前決算時
① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち払込資本金)	
株主資本	35,000
② 評価・換算差額等	195,255
③ 新株予約権	0
④ 株式引受権	0
⑤ 計	230,255

22	税引前当期利益(S)								
23	①流動資産(m)								
	②流動負債(n)								
	③固定資産(Q)								
	④総資本額(r)								

24	①総資本純利益率 (S/r×100)					%
	②流動比率 (m/n×100)					%
	③自己資本固定比率 (p/q×100)					%

27	①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④ 計	⑤役員等
(人)	500	700	60	1,260	10

*⑤は④の内数

「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、申請をする日の直前の事業（営業）年度の終了日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」の欄には、それ以外の職員の数を記入してください。工事・コンサルタントを営んでいる者が申請する場合には、専ら工事に従事する者ははずしてカウントしてください。「④計」の欄には、常勤役員の数を含めたものを記入してください。
「常時雇用」「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定額・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいいます。

その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損金、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記入してください。

新株予約権があった場合にはその額を記入してください。

株式引受権があった場合にはその額を記入してください。

外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合は、該当する会社区分の番号（1、2、3のいずれか）に○を付し、〔 〕内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記入してください。
なお、「2 日本国籍会社（比率100%）」とは100%外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をいいます。

「④「営業年数」の欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から、申請をする日の直前の事業（営業）年度の終了日までの期間を記載してください。ただし、当該事業を中断した期間がある場合はその期間を控除した期間（1年未満の端数は切り捨てます。）を記入してください。

【計算例】※年未満の端数は切捨ててください。
 (1)創業年月日：2000年4月1日
 (2)審査基準日：2019年3月31日
 (3)休業期間：2001年4月1日～
 2002年5月31日（1年2ヶ月）
 営業年数=19年0ヶ月（(1)～(2)）-1年2ヶ月
 =17年10ヶ月
 [端数切捨]⇒17年

なお、組織変更、事業相続等が行われ、かつ、現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができます。また、吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合には消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。

2 営業所一覧表【様式第2】

申請をする日現在で作成してください。

本社及び1都3県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に所在する事務所のみ記入してください。

事務所単位（例：本社、本店、東京支社、東京支店、〇〇事業本部など）で記入してください。

1枚に収まりきらない場合には、様式をコピーするなどして、記入してください。

様式第2

※受付番号		※業者コード	
-------	--	--------	--

営業所一覧表

○印のついた最上段の記入欄は、当社との契約手続の窓口となる事業所を記入してください。併せて、担当者の氏名を記入してください。

契約窓口となる事業所以外の事業所（1都3県内）についても記入してください。

都道府県名から記入してください。
「丁目」「番地」は「-（ハイフン）」で記入してください。

営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号（上段）
			FAX番号（下段）
○ 東京第一営業所 担当者名: 千葉 一郎	151 - 0000	東京都渋谷区代々木〇-〇-〇	03-3000-3000 03-3000-3001
本社(店)	105 - 0000	東京都港区芝〇-〇〇-〇〇	03-3100-3000 03-3100-3001
東京第二営業所	135 - 0000	東京都江東区木場〇-〇-〇	03-3200-3000 03-3200-3001
横浜営業所	231 - 0000	神奈川県横浜市中区真砂町〇-〇〇	045-300-3000 045-300-3001
埼玉営業所	331 - 0000	埼玉県大宮市桜木町〇-〇-〇	048-310-3000 048-310-3001
千葉営業所	272 - 0000	千葉県市川市高浜〇〇番地先	047-320-3000 047-320-3001
	-		
	-		
	-		
	-		
	-		

記載事項

- 1 本表は、申請をする日現在で作成すること。
- 2 「営業所名称」欄には、当社と常時契約を締結する本社(店)及び支店等営業所(1都3県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)に所在する営業所)の名称を記載すること。
- 3 「電話番号」及び「FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。
- 4 「○」を付している欄には、上記記載要領に従って、当社と常時契約を締結する本社(店)又は支店等営業所の名称等を記載するとともに、担当者名を記載すること。

3 技術者経歴書【様式第3】

記載要領を確認しながら作成してください。

1枚に収まりきらない場合には、様式をコピーするなどして、記入してください。

様式第3	※受付番号	※業者コード		
技 術 者 経 歴 書				
氏 名	法令による免許等		業 務 経 歴	実務経験年月数
	名 称	取得年月日		
〇〇 〇〇	一級建築士	〇〇〇〇年〇月〇日	構造設計、現場監理 (所長)	25 年 2 月
△△ △△	一級建築士	〇〇〇〇年〇月〇日	構造設計、現場監理 (所長)	20 年 5 月
×× ××	構造設計一級建築士	〇〇〇〇年〇月〇日	建築構造設計業務	15 年 3 月
□□ □□	構造設計一級建築士	〇〇〇〇年〇月〇日	建築構造設計業務	10 年 3 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

記載要領

- 1 本表は、様式第1-⑩有資格者数と確認を行うので、法令による免許等の種類ごとに記載すること。
- 2 「法令による免許等」の欄には、業務に関し法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けたものを記載すること（例：○建築士、○○土木施工管理技士）。
- 3 「業務経歴」の欄には、最近のものから記載し、純粹に測量・建設コンサルタント等業務に従事した職種及び地位を記載すること。

Ⅱ 競争参加資格の認定

1 資格の審査及び認定について

資格審査申請書類を受け付けた後、当社は申請内容の審査を行います。

審査を行い、前記Ⅰ－１の２に掲げる欠格要件に該当しない方について、資格があると認定します。

欠格要件に該当する方について、資格がないと認定します。

【認定日】

定期受付：2023年4月1日

随時受付：申請受付日を含む月の翌々月の1日（ただし、2023年2月に申請があったもののみ、2023年5月1日認定となりますのでご注意ください。）

2 資格審査結果の通知について

資格があると認定した方への競争参加資格認定通知書（測量・建設コンサルタント等）の発行及び通知は行いませんので、競争参加資格の登録状況については、認定日以降に当社ホームページ（<https://www.shutoko.co.jp/business/qualify/>）に掲載される「有資格業者名簿」にてご確認ください。

資格がないと認定した方には、別途通知します。

3 その他

（１）年間委任状、使用印鑑届及び申請事項の変更届の提出は、認定日以降に受け付けます。

（２）申請を取り下げた場合又は資格認定後に辞退した場合には、合併等による再認定を行う場合を除き、同一有効期間内での再度の申請はできません。

（３）営業所一覧表【様式第２】に記載頂いた連絡先は、個別の案件に係る連絡のほか、競争参加資格を持つ全ての方にお知らせする必要がある事項が生じた場合に利用することがあります。

Ⅲ 電子入札システム参加のための利用者登録

当社では、競争を行う案件において電子入札を全面的に導入しています。電子入札による入札・見積りに参加するには、競争参加資格に加えて電子入札システム参加のための利用者登録が必要となります。また、指名型の案件においては、電子入札システムに利用者登録済であることが指名の条件となります。

まだ利用者登録を行っていない場合は、利用者登録の詳細について当社ホームページ（<https://www.shutoko.co.jp/business/electronicbid/>）をご確認の上、認定後速やかに実施してください。

Ⅳ お問い合わせ先

首都高速道路株式会社 財務部契約課

〒100-8930 東京都千代田区霞が関1-4-1（日土地ビル）

TEL (03)3539-9315

FAX (03)3539-9566